

事務連絡

平成30年3月29日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

都道府県単位の資格管理及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数の通算に伴う事務処理の留意点について

国民健康保険制度改革の円滑な施行につきましては、平素より格段のご理解、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成30年度から行う都道府県単位の資格管理及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数の通算に当たっては、市町村が、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に運用を委託する国保情報集約システムを活用して、被保険者の資格取得年月日、高額療養費の該当回数及び個人番号等の情報（以下「資格取得年月日情報等」という。）を、同一都道府県内の市町村間で連携することとしています。

このため、新制度の施行に当たっては、平成30年3月末日現在における全ての被保険者に係る資格取得年月日情報等を国保情報集約システムに登録するとともに、平成30年4月1日以降は定期的に登録情報の更新を行うこととなります。

厚生労働省及び国民健康保険中央会においては、全市町村が円滑に施行準備を進められるように、法案成立以降、施行準備スケジュールをお示しするとともに、その後も全国説明会等を通じて周知を図ってきましたが、個々の事情により一部の市町村において、国保情報集約システムへの登録が完了していないデータが僅かに残存している状況が見受けられます。

このため、適切な資格取得年月日情報等の把握に努め、速やかに登録の完了を図っていただく必要がありますが、平成30年4月1日以降に作業が持ち越しとなる場合には、下記の対応例を参考としつつ、関係者と連携して適切に対処できるように、事前に万全の対策を講じておいていただきますようお願い致します。

記

1 対象者リストの作成・配備

現に資格を有する被保険者のうち、資格取得年月日情報等を事前に国保情報集約システムに登録できない者がある場合には、「対象者リスト」を作成しておき手元に配備する。また、本リストは随時更新し、最新化する。

2 転出情報の連携・突合

現に資格を有する被保険者から転出届又は適用終了届が提出された場合には、

直ちに「対象者リスト」と突合した上で、リストに掲載された者である場合には、届出の受領時点において、資格取得年月日情報等の把握に努める。また、把握された情報に基づき、直ちに当該被保険者に係る資格取得年月日情報等の最新化を図る。

3 国保情報集約システムへの情報登録

速やかに最新化された資格取得年月日等情報を国保情報集約システムに登録する。

4 関係者との連携

必要に応じ、書面等を用いて、当該被保険者に係る資格取得年月日情報等を都道府県連合会及び転出先市町村に連絡する。

5 事前の情報共有

上記のような対策を講じる必要がある市町村におかれては、関係者と連携して遺漏なく対応できるよう、様々な状況を想定した上で、事前に都道府県、同一都道府県内市町村、自市町村の住民基本台帳所管課等の関係部署、都道府県連合会及びベンダーと情報共有を図っておく。

なお、現時点において問題なく情報の登録が完了できている市町村であっても、平成30年4月1日以降、定期的に登録情報を更新する際に、上記対応例のような対策を講じる必要が生じる可能性がありますので、くれぐれも御留意ください。

連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課
島添、栗田

電話：03（3595）2797（直通）

メール：kokuho@mhlw.go.jp